

J B I C / N E X I

「原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針（仮称）」作成について

平成29年4月

一般社団法人 日本電機工業会  
日本機械輸出組合  
一般社団法人 日本原子力産業協会

本資料は、JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合において提出された、「JBIC/NEXI による原発指針に関する NGO 提言書」に記載の論点について、（一社）日本電機工業会、日本機械輸出組合、（一社）日本原子力産業協会としての見解を記載したものです。

#### 1. 原子力発電所輸出に際しての原則について

(1) 産業界として、原子力利用においては安全性が最優先されるとの認識のもとで、輸出案件にも取り組んでいく所存です。

#### 2. JBIC/NEXI による審査内容の情報公開について

(1) 原子力案件向けの公的信用付与については通常の案件以上に細心の注意を払い、審査されることが社会的に期待されることについて十分に理解し、尊重すべきと考えています。“日本政府による安全配慮等確認”、“JBIC/NEXI 殿による環境社会配慮ガイドライン”、“JBIC/NEXI 殿による原子力情報公開指針”は各々異なる目的をもっており、原子力情報公開指針は「原子力プロジェクトの実施主体により、安全の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されることが担保されている」ことの確認に関する指針であると認識しています。

(2) 情報公開にあたっては、IAEA のガイドライン等、国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。

(3) 尚、商取引上の機密情報等は公開対象から除外されるべきと考えています。

#### 3. 指針の範囲について

(1) 本コンサルテーション会合の趣旨は、第 1 回会合冒頭で JBIC/NEXI からの趣旨説明にあった通り、原子力情報公開指針策定に関するものと認識しています。

#### 4. 公的信用付与対象国について

(1) 公的信用の付与は、立地国全体として原子力発電所の安全が確保されるかとの判断も含めて行われるものと考えますが、本指針ではプロジェクトの情報公開や住民参加状況の確認に係るところが策定されるものと理解しております。

#### 5. 内閣府による安全配慮等確認について

(1) 安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」（平成 27 年 10 月 6 日）の定めにより、JBIC/NEXI の求めに応じ内閣府が実施するものと認識しております。

- (2) プロジェクトごとの安全に係わる審査は輸出相手国の規制機関が当該国の法令と国際標準に従って安全評価・審査を実施するものであり、その審査が妥当に行われることを確認するのが安全配慮等確認であると理解しております。相手国主権に配慮しつつ、現有の規制資源を活用し、国際的な安全水準が確保され得るかについて、適用される技術基準・品質保証などの枠組みが確認されることとなっています。
- (3) 具体的な安全審査は相手国が自国の状況を鑑みて実施し、それが国際基準に照らして実施されているかの枠組みを相手国主権に配慮しつつ確認するという方法は、合理性があると考えます。

#### 6. 放射性廃棄物の管理・処分について

- (1) 原子力発電所の建設における使用済燃料、放射性物質の管理にあたっては、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」への加入状況の確認を、安全配慮等確認の手続きで実施されるものと理解しています。最終的な使用済燃料及び放射性廃棄物を管理・処分する方法は、当該国政府が決定する政策のため相手国の主権への配慮が必要であり、関連する情報を適切に住民に開示する用意があることを確認することが妥当と考えます。

#### 7. 情報公開と住民協議について

- (1) 情報公開と住民協議の内容・程度・方法・様式・範囲についての確認が本情報公開指針策定の主要部分と理解しています。
- (2) 情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。
- (3) 一方、地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、それらの情報が住民に説明される仕組みが準備されているかなど、“確認されるべき項目”が検討されるべきと考えます。
- (4) 特に、原子力新規導入国においては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用が必要と考えられます。

#### 8. 原子力事故の国境を越えた影響について

- (1) 原子力事故の国境を越えた影響に関しては、国際的なコンセンサスとして、「原子力の安全に関する条約」により、緊急事態計画の策定と情報の提供が規定されており、「原子力事故の早期通報に関する条約」により、提供される情報等の詳細が規定されています。
- (2) 情報の具体的な内容については、これらの規定に沿って当該国政府で策定されるものと理解しております。

#### 9. 融資回収リスクに関する情報公開について

- (1) 本情報公開指針は、原子力関連プロジェクトについて、当該国において、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されているかを確認する手続きに関する指針であり、商務条件を含む融資回収リスク

については本情報公開指針の対象外と考えます。

10. 情報開示・住民協議に関するモニタリングについて

- (1) 原子力を新規に導入する国においては、プロジェクトの進捗に応じて、情報公開の仕組みが構築され、段階的に実行されてゆくと考えられることから、重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことが望ましいと考えます。

11. モニタリング結果の公開について

- (1) プロジェクトの事前評価報告書の公開における環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、JBICにより環境レビュー結果を取り纏めたものを融資等の契約締結後に公開されています。
- (2) モニタリングについてもプロジェクト実施主体が公開している情報であれば、公開することは可能と考えられます。

12. 第三者機関の設置について

- (1) 安全配慮等確認については、JBIC/NEXIが行わず、第三者である内閣府が中心となって行うものと理解しております。

以 上